

記入例

転籍届

令和7年7月7日届出

兵庫県宝塚市長 殿

午前・午後 時 分受領 補記事項 有・無

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日				
通知 令和 年 月 日 第 号	兵庫県宝塚市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知

本届書中 字訂正 字加入 字削除	本籍	東京都中央区築地一丁目1 (フリガナ) タカラヅカ イチロウ 筆頭者の氏名 宝塚 一郎		番地 番	
	新しい本籍	兵庫県宝塚市東洋町1 (フリガナ) イチロウ 筆頭者 (名) 一郎		番地 番	
宝塚一郎	おなじ戸籍に あ る 人	おなじ戸籍に あ る 人	おなじ戸籍に あ る 人	おなじ戸籍に あ る 人	おなじ戸籍に あ る 人
宝塚すみれ	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者
(署名又は押印)	届出人署名 (※押印は任意) 生年月日	届出人署名 (※押印は任意) 生年月日	届出人署名 (※押印は任意) 生年月日	届出人署名 (※押印は任意) 生年月日	届出人署名 (※押印は任意) 生年月日

戸籍に記載されているすべての方の、名前・住所を記入します。

届出人	
(転籍する人が十五歳未満のときを書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(届出人全員が別紙の余白部分に署名してください。署名欄に押印をしている場合は、余白部分への押印でも差し支えありません。)を書いてください。)	
資格	親権者(□父 □養父) □未成年後見人
住所	親権者(□母 □養母) □未成年後見人
本籍	親権者(□母 □養母) □未成年後見人
届出人署名 (※押印は任意) 生年月日	届出人署名 (※押印は任意) 生年月日

◎鉛筆や消せるインクのボールペンで書かないでください。

届書中 「宝塚市」は「宝塚市」が正当

連絡先 電話 0797 (71) 1141
自宅 勤務先 []・携帯

※筆頭者・配偶者各々の署名が必要です。
※署名は必ず本人が自署してください。
※消せるインキのボールペンで書かないでください。

夫婦の一方が死亡等によって既に除籍されているときは、その生存配偶者のみから届出ができます。夫婦の双方がともに除籍されているときは、他の在籍者からの転籍の届出はできません。

転籍をお考えの方へ

他の市区町村に転籍をお考えの方は、以下の注意点にご留意いただき、手続きを行ってください。

- ・ 同じ戸籍に記載されている方はすべて、住所が別であっても、本籍が変更になります。ただし、婚姻や死亡などで、転籍時点ですでに除籍になっている方は、転籍後の新戸籍には記載されません（筆頭者は除籍になっていても、名や生年月日の記載は残ります）。
新戸籍には現在継続していない過去の身分事項（婚姻や離婚など）は記載されません。
- ・ 生まれた時から現在までの戸籍が必要な時に、取得しなければならない戸籍証明書が増えることとなります。
- ・ 戸籍の附票（住所の異動履歴）は、転籍後の本籍地で新たに編製されますが、転籍前の住所は記載されません。

令和6年3月1日以降は、戸籍法改正により、戸籍謄本の添付が原則不要になりました。ただし、コンピュータ化されていない一部の戸籍の場合は、従来通り戸籍の添付が必要です。（同一市区町村間での転籍を除く）

戸籍の記載について

- ・ 本籍地が宝塚市の場合、受理後7開庁日を目安に届出内容を戸籍に記載します。
ただし、受付状況や届出内容により、さらに日数を要する場合があります。